

随意契約理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路 太間排水機場

自動除塵機補修工事（3号機）（その2）

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水時に河川水の強制排水を行う重要な施設であり、水防時における確実な稼働及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事は、太間排水機場の除塵設備について、長寿命化計画に基づき自動除塵機の補修工事を行うものである。

本工事は、条件付一般競争入札により令和5年7月25日に入札公告を行い、同年8月17日に開札したところ、予定価格超過で再入札となり、同年8月22日の開札では再び予定価格超過で取り止めとなった。

当該自動除塵機は前回の補修から17年が経過し、チェーン・スプロケットといった主要部品の腐食により過負荷の不具合が報告されており、機能維持するために早急な補修が必要である。

以上により、大阪府随意契約ガイドラインの「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うものである。

また、見積徴収は入札参加申請のあった6者の内、応札意欲を示した株式会社浪速鉄工所及び株式会社ウィズの2者とし、予定価格以内でより安価な見積価格を提示した者と随意契約を締結する。